

当施設における保育の提供に当たり、保護者の皆様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

【施設の概要】

施設種別	幼保連携型認定こども園
運営法人名称	伊丹市
施設名称	伊丹市立さくらだいこども園
施設所在地	伊丹市中野西4丁目92番
設置年度	令和2年
施設の電話番号	072-767-6192
施設管理者の職名・氏名	園長 三好 由起子（令和7年度）

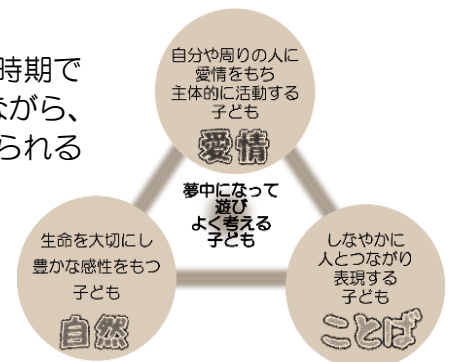
【伊丹市立こども園の教育・保育理念】

伊丹市の幼保連携型認定こども園の保育方針は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「伊丹市幼児教育ビジョン」に依拠します。「遊び」は子どもたちにとって「学び」の場です。子ども達が「遊び」に主体的に関わることができるよう、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域を基本とした乳幼児の保育・教育を推進します。

豊かなふれ愛でひろがる幼児教育

～「愛情」・「自然」・「ことば」～

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であることに鑑み、家庭や地域、様々な関係機関との連携を図りながら、未来を担う子どもが、心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、きめ細やかな養護と質の高い教育を一体的に行います。



2 提供する保育の内容等

【教育保育目標】

自分が好き・人が好き・遊ぶのが大好きな子どもを育む

【育てたい子ども像】

「自分は愛されている」と感じ、自分も人も大切にしている子ども

【行事予定】

※変更する場合があります

4月	1学期始業式（進級式）、入園式 学級懇談会	11月	豚汁クッキング、健康診断（内科・歯科）、 個人懇談
5月	幼年消防クラブ組替式（5歳児）、個人懇談	12月	2学期終業式
6月	健康診断（内科・歯科）、カレークッキング	1月	3学期始業式、防災訓練
7月	水・プール遊び、1学期終業式	2月	2歳児クラス懇談会
8月	水・プール遊び	3月	保育修了証書授与式、3学期終業式
9月	2学期始業式	毎月	誕生会（幼児）、身体測定、避難訓練
10月	運動参観（幼児）、親子遊び（乳児）	随時	保育参加・参観、園外保育、園外散歩等

3 職員の体制

園長、副園長、保育教諭、調理師、調理員、用務員、養護事務、事務員、看護師（医療的ケア児対応）、嘱託医、歯科医師、薬剤師など（令和7年度）。令和8年度の職員体制については令和8年4月1日に決定します。

4 教育・保育を行う日及び時間等

教育・保育を提供する日 月曜日から金曜日まで。ただし以下の休業日を除く。
 国民の祝日、創立記念日
 夏季休業日（7月21日から 8月31日まで）
 冬季休業日（12月26日から 1月 7日まで）
 春季休業日（3月19日から 4月 9日まで）
 その他、園長が必要と認める日

教育・保育を提供する時間 平日 午前8時40分～正午
 給食日 午前8時40分～午後1時45分
 ・「平日」は月曜日から金曜日までの給食日を除く日。
 ・「給食日」は通常、火・水・金曜日。
 ※登降園時刻、給食日は変更されることがあります。

5 利用定員 令和7年度（2025年度）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定				30	60	70	160
2・3号認定	6	9	9	12	12	12	60
計	6	9	9	42	72	82	220

6 保育料（利用者負担額）等

【基本となる保育料及び入園料】

幼児教育・保育の無償化により無料です。

【預かり保育料】

預かり利用時間及び利用料は次の通りです。利用申込をされる場合、利用を希望する月の前月20日（4月は入園式後～約1週間）までに「預かり保育利用申込書」を記入し、園に提出してください。（原則は事前申込ですが、緊急の場合は園長にご相談ください。）

実施期間	区分		保育時間	保育料	給食代	おやつ代
学期中	A	正午降園日	12:00～16:30	800円	275円	70円
	B	午後降園日	13:45～16:30	400円	—	70円
夏季・冬季・春季休業中	C	午前のみ	8:40～12:00	600円	—	—
	D	午後のみ	13:00～16:30	600円	—	70円
	E	終日	8:40～16:30	1400円	275円	70円

※実施しない日＝土・日曜、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）、8月13日～8月15日、3月30日～4月1日（2号・3号 年度入れ替えのため）、園長が実施しないと判断した日等

（注1）途中で降園した場合の保育料（給食代・おやつ代含む）減額はありませぬ。

（注2）保護者の所得や就労等の状況により、預かり保育料が減額や無償（前月20日までに無償化のための認定申請手続きが必要）になる場合があります。他市からの転入の場合や未申告の場合は、市民税課税証明書をご提出ください。また、利用日の1週間以内にキャンセルした場合、給食代、おやつ代は発生します。

（注3）やむを得ない事由により、急遽預かり保育時間が変更となる場合があります。保育が中止、または時間が変更となる場合があります。

（注4）世帯員の異動（父母の婚姻、離婚、祖父母との同居開始等）があった場合は、預かり保育料に影響する場合がありますので、ご報告ください。

【主食・副食費、その他実費】

- ・入園時や園外保育時にかかる教材費・行事費などの実費徴収等があります。
- ・給食代として、3・4・5歳児は副食代2,250円/月、主食代500円/月を徴収します。
- ・主食費、副食費の口座振替日は当月末（月末が休日の場合は翌開庁日）、預かり保育料、預かり保育にかかる給食費及びおやつ代の口座振替日は、利用翌月末日（月末が休日の場合は翌開庁日）となります。
- ・PTAが組織された場合は、別途、PTA会費を徴収いたします。

7 なかよし給食について

アレルギーとなる卵や乳を使用しない調味料や食材を選定することで、食物アレルギーがある子ども、ない子どもすべての子どもが同じ給食を食し、安全・安心な給食（なかよし給食）の提供に努め

ます。

8 緊急時・災害時について

緊急時の対応方法

避難・消火・防犯訓練
火災・震災等の災害時
管轄消防署・警察署
災害時の子どもの避難場所
県警ホットライン

特定教育・保育の提供中、園児の体調の急変など緊急を要する場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、緊急時や連絡事項がある際に、メール等で連絡することもあります。

年間を通して行います。
さくらだいこども園防災計画に基づき対応します。
西消防署池尻出張所・伊丹警察署
さくらだいこども園、桜台小学校
1階、2階に設置しております。

9 要望や相談等について

要望や相談等については適切に対応するよう努めます。窓口は副園長ですので、お声掛けください。

10 園児に対しての共済制度

制度名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
制度内容（こども園の管理下で発生した災害が対象）	死亡 3,000万円（通園時は1,500万円） 障害 4,000万円～88万円（通園時は半額） 負傷 医療保険並みの療養に要する費用の4/10の額 保険料は年額162円です。（変更となることもあります。）

1.1 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

保護者及び園児等に係る個人情報につきましては、次の目的以外の目的には利用しません。また、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取扱いを行います。

＜利用目的＞

- ・教務、園務、保健、生活指導、就学等に関する業務。
- ・園行事の運営等に関する業務。
- ・卒園、在籍等の証明、その他園関連通知に関する業務。

＜第三者提供＞

以下の場合を除き、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

- ・園業務に必要な不可欠な場合（園児や園児の家族の写真や記事等の掲載）。
- ・PTAが組織された場合は、その活動に必要な園児の在籍情報（会員家族の園児氏名及びクラス名に限る）。
（※PTA活動における個人情報の取扱いについては、別途本園PTA規約にて定めていただきます。）
- ・本人の身体および生命等を保護するため、緊急かつやむを得ない場合。
- ・公的機関からしかるべき令状のもとに情報提供の依頼があった場合。

＜保護者等が取得し得る個人情報の取扱いについて＞

- ・写真撮影などに起因する個人情報の扱いに関しては、各家庭で楽しむ範囲にとどめ、SNS等への投稿等は控えていただきます。なお、問題が生じた時は、撮影等をご遠慮いただく場合があります。

1.2 登降園・送迎時の留意事項

- ・通園方法については、なるべく徒歩か自転車で送迎ください。
- ・本園駐車場は、1号認定の方は原則利用できません。特別な事情があり、必要とされる場合は園長までご相談ください。

1.3 その他

- ・「さくらだいこども園のしおり」及び伊丹市の「保育施設利用申請のご案内」をご確認ください。